

\* 生ごみ処理システム協会の許可なくコピー・転載・譲渡することを禁止いたします。

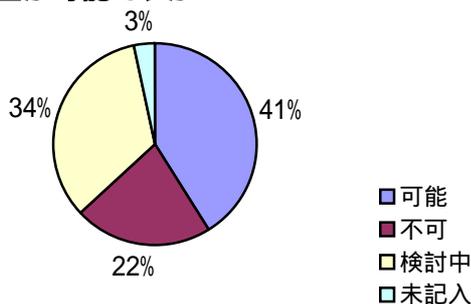
## 自治体アンケート調査結果のまとめ

### \*アンケートの概要

1. 実施日時  
2001年10月 配布  
2001年11月～2002年4月 回収
2. 対象  
全国市町村の下水道部局
3. 回収率  
配布数 2,201  
回収数 1,055  
回収率 48%

### 1. ディスポーザ生ごみ処理システムの現状をお聞かせ下さい。

**(1)貴自治体では、(ディスポーザ生ごみ処理システム)の設置が可能ですか？**



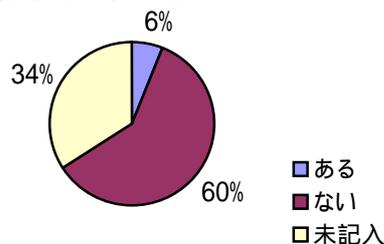
設置が可能な自治体は、41%にとどまっている。共用を開始していない、申請がない等の理由で、検討中の自治体が34%と多い。不可の自治体が22%あるが、その主な理由は下記のとおりである。

- ・継続的な維持管理の担保がない
- ・汚泥の取扱、処分方法が未確立。
- ・汚泥の処分先がない
- ・ディスポーザを条例、施工規則等で禁止。
- ・条例、要綱等が未作成。
- ・流域下水道での取扱方針が未決定。
- ・各住戸に阻集器等の設置を義務づけている。
- ・生ごみ処理機に補助金を出し、リサイクルを推進している。
- ・下水処理場、中継ポンプ場、管路への負荷増大、悪影響がある。

(この意見が多数あったが、ディスポーザシステムに対する理解が十分でなく、単体設置との区別が明確でないためと考えられる)

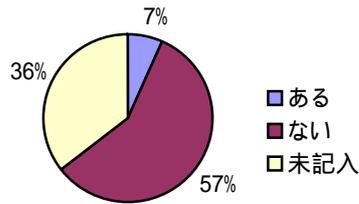
**(可能とお答えの自治体に対する質問)**

**・独自の条例がありますか？**



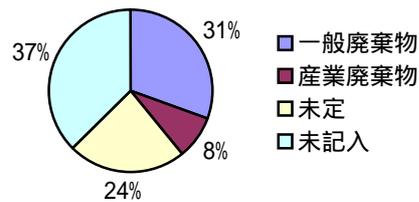
・ディスポーザシステムに対する、独自の条例を作成している自治体は、6%と少数である。  
・ディスポーザ単体設置を条例で禁止している場合は条例改正が必要となる。

・設置届けの様式がありますか？



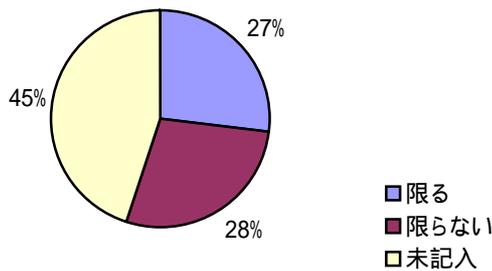
・設置届の様式がある自治体も7%と少ないのは、まだ必要性に迫られていない自治体が多いと思われる。  
 ・下水道協会から公表された、「ディスポーザ排水処理システムの取扱いの考え方について」に届出様式の例が記載されているため、それに準拠する自治体も多いのではないかと。

・汚泥処分の扱いは？(住宅用の場合)



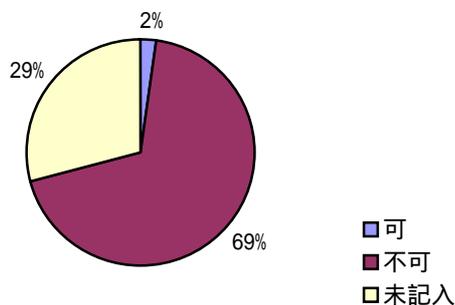
・環境省が、口答ではあるが、一般廃棄物であるとの見解を示しているのに対して、産業廃棄物であるという回答が8%あった。  
 ・本アンケートの送付先は、下水道担当者であるが、汚泥処分は環境部局の担当であるため、正確な回答が得られていない可能性がある。  
 ・また、汚泥の処分先がないため、やむを得ず産業廃棄物としている自治体もあると考えられる。

(2)旧38条認定品にりますか？



・質問では、適合評価品を想定していなかったが、質問が明確でなかったため、限らないの回答の中には以下の2通りの場合が含まれる。  
 旧38条認定品と適合評価品のみを認める。  
 水質が満足できれば、旧38条認定品に限らない。

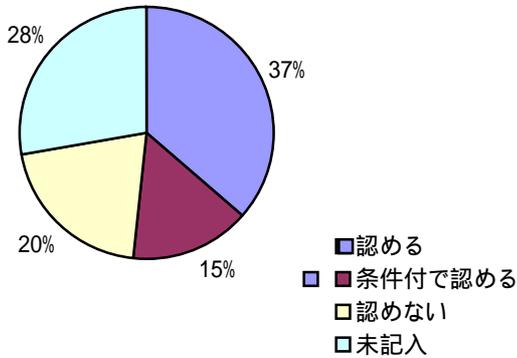
(3)ディスポーザだけを使用した直接放流を認めていますか？



・不可が約70%を占めるが、可能な自治も少数ある。  
 ・ディスポーザの設置については、条例等で禁止している場合を除いては、法的に規制できないため、設置の自粛をお願いしていると言う意味で不可と回答している自治体が多いと考えられる。

## 2. 旧38条認定品ディスポーザ生ごみ処理システムの今後をお聞かせください。

H.14/6/1以降の設置について



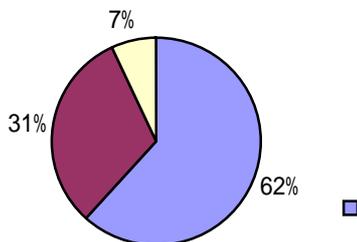
認める、条件付で認めるを合わせると50%を超える。認める場合の条件の主なものは、下記のとおりである。

- ・適切な維持管理を行う事。
- ・専門業者と業務委託契約を締結する事。
- ・汚泥を適切に処理すること。
- ・システムの仕様書、維持管理業務委託契約書の提出。
- ・性能基準(案)の性能を満足していること。

また、認めない理由は質問1(1)の不可の理由とほぼ同様であった。

## 3. ディスポーザ生ごみ処理システム新評価制度に関してお聞かせください。

(1)ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)に関してはお存知でしょうか？



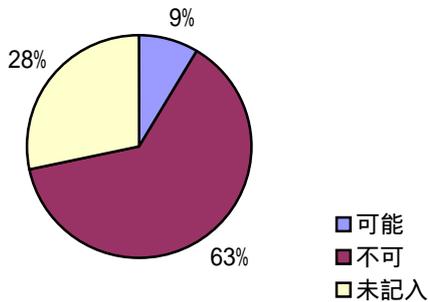
・知っているが61%に対して、知らないが31%あり全体の約1/3を占める。

・性能基準(案)は下水道協会から、正会員(自治体)に配布されているが、担当者まで届いていない可能性があるのではないかと。

・可能が50%に達し、質問1(1)の41%を上回っている。

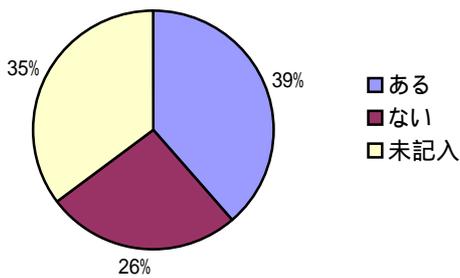
・不可の自治体は、質問1(1)及び質問2とほぼ一致しており、またその理由もほとんど共通である。

**(3) 適合評価を受けていなくても、性能を満足する製品であれば設置は設置可能ですか？**



・適合評価を受けている製品しか認めない自治体が約3分の2を占め、性能を満足していれば設置可能だという自治体は9%と少数である。

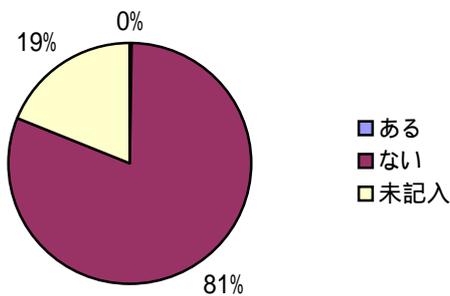
**(4) 旧38条認定品に性能上影響しない変更が生じた製品の適合評価を受ける必要性は？**



・性能上影響しない変更が生じた場合にも、適合評価を受ける必要があるという回答が39%で、ないの26%を上回っている。

・性能基準(案)では、性能に影響を与えないことが明らかかな場合には、適合評価をうける必要がないと記載されている。

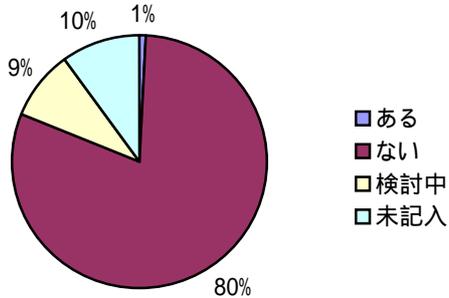
**(5) 貴自治体で独自評価機関を設定される考えがありますか？**



・自治体独自で評価機関を設定しようという自治体は、回答していただいた中ではないようである。

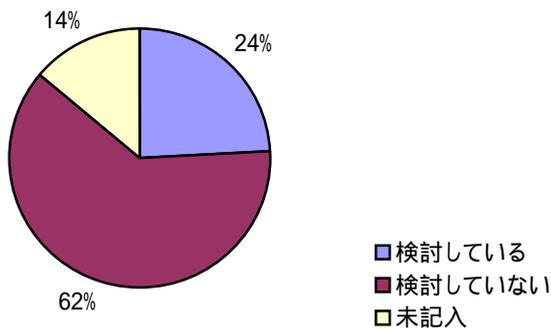
## 4. 貴自治体における生ごみ処理の考え方について

### (1) ディスポーザ生ごみ処理システムを補助金対象施設としての可能性は？



・あるは1%に過ぎない。  
 ・ないの中には、下水道部局としては検討していないという回答が多くあったため、環境部局に問い合わせれば、異なった数字になる可能性はある。

### (2) 資源リサイクルなど他の方式を検討されていますか？



・約4分の1の自治体が、検討しているという回答であった。  
 ・検討しているには、既に生ごみ処理機に補助金を出しているという自治体が多数あった。